

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円、％）

項 目	平成30年3月期	経過措置による 不算入額	平成31年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	45,313		45,945
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,246		21,246
うち、利益剰余金の額	24,518		25,151
うち、自己株式の額（△）	187		188
うち、社外流出予定額（△）	262		263
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	3		△13
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	3		△13
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38		38
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,335		1,513
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,335		1,513
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,465		1,186
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,713		1,469
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	64,869		65,139
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	311	77	260
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	311	77	260
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	1
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	311		261
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	64,558		64,877
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	616,238		625,619
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,418		1,205
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	77		—
うち、繰延税金資産	0		—
うち、退職給付に係る資産	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,923		△ 4,066
うち、上記以外に該当するものの額	5,427		5,272
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,939		27,072
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	644,177		652,692
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.02%		9.94%

（注）上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、平成31年3月期については、「平成26年金融庁告示第7号（以下、「開示告示」という。）」別紙様式第12号により開示しております。

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

（単位：百万円、％）

項 目	平成30年3月期	経過措置による 不算入額	平成31年3月期
コア資本に係る基礎項目（１）			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	43,502		44,071
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,246		21,246
うち、利益剰余金の額	22,707		23,277
うち、自己株式の額（△）	187		188
うち、社外流出予定額（△）	262		263
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38		38
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,293		1,443
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,293		1,443
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,465		1,186
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	61,300		61,739
コア資本に係る調整項目（２）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	293	73	249
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	293	73	249
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	293		249
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	61,007		61,489
リスク・アセット等（３）			
信用リスク・アセットの額の合計額	604,973		614,393
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,422		1,205
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	73		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,923		△ 4,066
うち、上記以外に該当するものの額	5,427		5,272
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	26,968		26,053
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	631,942		640,446
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.65%		9.60%

（注） 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第3号の経過措置期間が終了したため、平成31年3月期については、「開示告示」別紙様式第11号により開示しております。

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
P.40に記載しております。
- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式（注）	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,058百万円	15,000百万円	38百万円	1,713百万円
単体自己資本比率	21,058百万円	15,000百万円	38百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.228% 日本円TIBOR（12ヶ月物） +1.10%	－	－

平成31年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式（注）	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,057百万円	15,000百万円	38百万円	1,469百万円
単体自己資本比率	21,057百万円	15,000百万円	38百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.236% 日本円TIBOR（12ヶ月物） +1.10%	－	－

（注）第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。明細は第1種優先株式の概要に記載しております。

【第1種優先株式の概要】

償還等を可能とする特約の概要	当行は、令和1年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができます。ただし、取締役会は、当該取締役会開催日までの30連続取引日の全ての日ににおいて終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができます。
初回償還可能日及びその償還金額	第1種優先株主は、第1種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）（平成22年12月29日～令和6年12月28日）中、当行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができます。かかる取得の請求があった場合、当行は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付するものとする。
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとする。

※その他の定性的な開示事項につきましては、P.22～P.26をご覧ください。

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

連 結

項 目	平成30年3月期		平成31年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	616,238	24,649	625,619	25,024
ソブリン向け	5,245	209	6,685	267
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,448	537	16,167	646
法人等向け	323,438	12,937	333,497	13,339
中小企業等向け及び個人向け	102,772	4,110	107,941	4,317
抵当権付住宅ローン	9,254	370	9,072	362
不動産取得等事業向け	43,877	1,755	41,554	1,662
三月以上延滞等	3,864	154	1,690	67
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,784	111	2,945	117
出資等	13,351	534	15,755	630
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外の資産	94,110	3,764	67,409	2,696
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	37,337	1,493	27,092	1,083
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,162	46	1,375	55
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)			19,911	796
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,505	220	5,272	210
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,923	△ 276	△ 4,066	△ 162
オフ・バランス取引等	4,972	198	1,607	64
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	521	20	175	7
中央清算機関関連エクスポージャー	13	0	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	27,939	1,117	27,072	1,082
総所要自己資本額		25,767		26,107

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。
3. 上記計表は、「自己資本比率告示」及び「開示告示」が改正されたため、平成31年3月期より改正後の「自己資本比率告示」及び「開示告示」に基づき作成しております。

単 体

項 目	平成30年3月期		平成31年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	604,973	24,198	614,393	24,575
ソブリン向け	5,245	209	6,685	267
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,448	537	16,167	646
法人等向け	326,243	13,049	336,109	13,444
中小企業等向け及び個人向け	102,749	4,109	107,918	4,316
抵当権付住宅ローン	9,254	370	9,072	362
不動産取得等事業向け	43,877	1,755	41,554	1,662
三月以上延滞等	3,503	140	1,147	45
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,784	111	2,945	117
出資等	13,762	550	16,155	646
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外の資産	80,017	3,200	53,737	2,149
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	37,337	1,493	27,092	1,083
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,142	45	1,334	53
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)			19,911	796
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,501	220	5,272	210
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6,923	△276	△4,066	△162
オフ・バランス取引等	4,972	198	1,607	64
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	521	20	175	7
中央清算機関関連エクスポージャー	13	0	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	26,968	1,078	26,053	1,042
総所要自己資本額		25,277		25,617

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。
3. 上記計表は、「自己資本比率告示」及び「開示告示」が改正されたため、平成31年3月期より改正後の「自己資本比率告示」及び「開示告示」に基づき作成しております。

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	平成30年3月期					平成31年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
国 内 計	1,168,796	694,918	214,530	1,435	5,861	1,133,736	698,656	188,260	296	5,127
国 外 計	39,036	1,377	37,138	265	-	50,313	1,339	48,531	278	-
地 域 別 合 計	1,207,833	696,296	251,669	1,700	5,861	1,184,049	699,996	236,792	574	5,127
製 造 業	82,071	60,799	14,352	-	1,699	75,099	59,505	8,870	-	334
農 業、林 業	4,554	4,461	50	-	41	4,898	4,804	50	-	39
漁 業	4,897	4,867	30	-	102	5,519	5,329	190	-	101
鉱業、採石業、砂利採取業	269	269	-	-	-	234	234	-	-	-
建 設 業	40,354	36,731	3,324	-	528	39,557	36,354	2,873	-	889
電気・ガス・熱供給・水道業	45,504	34,654	10,307	-	-	41,366	34,934	5,970	-	-
情 報 通 信 業	11,274	6,927	3,427	-	93	13,074	8,366	3,801	-	93
運輸業、郵便業	18,786	12,657	5,481	-	6	19,792	14,771	4,369	-	5
卸売業、小売業	99,972	90,521	7,377	7	787	101,325	91,279	7,606	2	644
金融業、保険業	158,891	53,671	95,235	918	225	165,483	40,845	119,949	572	160
不動産業、物品賃貸業	113,865	100,401	13,223	-	1,290	118,463	107,788	10,486	-	1,468
各種サービス業	119,459	112,345	3,585	-	597	115,712	111,398	3,454	-	671
国・地方公共団体	321,847	82,382	95,273	-	-	292,144	85,736	69,168	-	-
個 人	95,438	95,437	-	-	116	98,483	98,483	-	-	114
そ の 他	90,646	168	-	774	373	92,894	162	-	-	603
業 種 別 合 計	1,207,833	696,296	251,669	1,700	5,861	1,184,049	699,996	236,792	574	5,127
1 年 以 下	350,342	150,532	45,094	393	-	324,567	146,705	38,588	5	-
1 年 超 3 年 以 下	150,376	78,190	71,848	337	-	138,200	83,440	54,195	86	-
3 年 超 5 年 以 下	123,818	85,182	38,568	68	-	112,308	78,328	33,943	36	-
5 年 超 7 年 以 下	74,579	60,473	13,845	259	-	81,512	63,393	17,981	137	-
7 年 超 10 年 以 下	110,466	89,724	20,720	21	-	109,050	89,961	19,080	7	-
10 年 超	288,920	227,217	61,592	111	-	305,874	232,742	73,002	129	-
期間の定めのないもの	109,329	4,975	-	510	-	112,536	5,422	-	171	-
残 存 期 間 別 合 計	1,207,833	696,296	251,669	1,700	-	1,184,049	699,996	236,792	574	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

単 体

	平成30年3月期					平成31年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
国 内 計	1,157,574	697,924	214,530	1,435	5,488	1,122,532	701,477	188,260	296	4,524
国 外 計	39,036	1,377	37,138	265	-	50,313	1,339	48,531	278	-
地 域 別 合 計	1,196,611	699,301	251,669	1,700	5,488	1,172,845	702,817	236,792	574	4,524
製 造 業	81,665	60,799	14,352	-	1,699	74,694	59,505	8,870	-	334
農 業、林 業	4,554	4,461	50	-	41	4,898	4,804	50	-	39
漁 業	4,897	4,867	30	-	102	5,519	5,329	190	-	101
鉱業、採石業、砂利採取業	269	269	-	-	-	234	234	-	-	-
建 設 業	40,354	36,731	3,324	-	528	39,557	36,354	2,873	-	889
電気・ガス・熱供給・水道業	45,453	34,654	10,307	-	-	41,315	34,934	5,970	-	-
情 報 通 信 業	11,244	6,927	3,427	-	93	13,044	8,366	3,801	-	93
運輸業、郵便業	18,786	12,657	5,481	-	6	19,792	14,771	4,369	-	5
卸売業、小売業	99,932	90,521	7,377	7	787	101,285	91,279	7,606	2	644
金融業、保険業	158,882	53,671	95,235	918	225	165,473	40,845	119,949	572	160
不動産業、物品賃貸業	117,163	103,406	13,223	-	1,290	121,576	110,609	10,486	-	1,468
各種サービス業	119,952	112,345	3,585	-	597	116,195	111,398	3,454	-	671
国・地方公共団体	321,847	82,382	95,273	-	-	292,144	85,736	69,168	-	-
個 人	95,438	95,437	-	-	116	98,483	98,483	-	-	114
そ の 他	76,168	168	-	774	-	78,628	162	-	-	-
業 種 別 合 計	1,196,611	699,301	251,669	1,700	5,488	1,172,845	702,817	236,792	574	4,524
1 年 以 下	351,350	151,539	45,094	393	-	325,257	147,396	38,588	5	-
1 年 超 3 年 以 下	151,172	78,986	71,848	337	-	138,712	83,953	54,195	86	-
3 年 超 5 年 以 下	125,020	86,383	38,568	68	-	113,926	79,947	33,943	36	-
5 年 超 7 年 以 下	74,579	60,473	13,845	259	-	81,512	63,393	17,981	137	-
7 年 超 10 年 以 下	110,466	89,724	20,720	21	-	109,050	89,961	19,080	7	-
10 年 超	288,920	227,217	61,592	111	-	305,874	232,742	73,002	129	-
期間の定めのないもの	95,101	4,975	-	510	-	98,511	5,422	-	171	-
残 存 期 間 別 合 計	1,196,611	699,301	251,669	1,700	-	1,172,845	702,817	236,792	574	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連 結

	平成30年3月期			平成31年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,518	△ 183	1,335	1,335	178	1,513
個別貸倒引当金	10,475	△ 450	10,024	10,024	440	10,465
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	11,993	△ 633	11,360	11,360	618	11,978

単 体

	平成30年3月期			平成31年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,481	△ 187	1,293	1,293	150	1,443
個別貸倒引当金	10,331	△ 438	9,892	9,892	331	10,223
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	11,812	△ 626	11,186	11,186	481	11,667

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	平成30年3月期			平成31年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,475	△ 450	10,024	10,024	440	10,465
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,475	△ 450	10,024	10,024	440	10,465
製 造 業	348	△ 1	347	347	324	671
農 業、林 業	10	0	10	10	0	10
漁 業	16	7	24	24	△ 4	19
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	306	△ 17	288	288	156	444
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	34	34
情 報 通 信 業	—	21	21	21	49	71
運 輸 業、郵 便 業	660	49	710	710	15	726
卸 売 業、小 売 業	1,408	△ 321	1,087	1,087	△ 197	889
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	44	44
不動産業、物品賃貸業	727	△ 30	697	697	15	712
各種サービス業	6,735	△ 120	6,614	6,614	△ 98	6,515
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	117	△ 25	91	91	△ 8	83
その他(連結子会社勘定)	144	△ 11	132	132	109	241
業 種 別 合 計	10,475	△ 450	10,024	10,024	440	10,465

(注) 1. 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他(連結子会社勘定)に計上しております。

単 体

	平成30年3月期			平成31年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,331	△ 438	9,892	9,892	331	10,223
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,331	△ 438	9,892	9,892	331	10,223
製 造 業	348	△ 1	347	347	324	671
農 業、林 業	10	0	10	10	0	10
漁 業	16	7	24	24	△ 4	19
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	306	△ 17	288	288	156	444
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	34	34
情 報 通 信 業	—	21	21	21	49	71
運 輸 業、郵 便 業	660	49	710	710	15	726
卸 売 業、小 売 業	1,408	△ 321	1,087	1,087	△ 197	889
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	44	44
不動産業、物品賃貸業	727	△ 30	697	697	15	712
各種サービス業	6,735	△ 120	6,614	6,614	△ 98	6,515
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	117	△ 25	91	91	△ 8	83
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	10,331	△ 438	9,892	9,892	331	10,223

(注) 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
製 造 業	0	141	0	141
農 業、林 業	0	1	0	1
漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	63	206	63	206
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	4	—	4
卸 売 業、小 売 業	19	28	19	28
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	4	0	4	0
各 種 サ ー ビ ス 業	55	64	55	64
国・地方公共団体	—	—	—	—
個 人	4	0	4	0
そ の 他	—	—	—	—
その他（連結子会社勘定）	0	1	—	—
業 種 別 計	146	447	146	446

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

連 結

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成30年3月期		平成31年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,208	352,257	3,343	312,727
10%	5,000	84,182	3,500	99,301
20%	61,017	17,020	63,246	9,937
35%	—	30,298	—	32,946
50%	50,329	5,705	36,128	5,240
75%	—	136,595	—	144,888
100%	32,378	388,093	32,924	398,326
150%	—	2,319	—	3,658
250%	—	11,117	—	10,890
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	151,934	1,027,590	139,143	1,017,916

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

単 体

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成30年3月期		平成31年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,208	352,255	3,343	312,725
10%	5,000	84,182	3,500	99,301
20%	61,017	17,020	63,246	9,937
35%	—	30,298	—	32,946
50%	50,329	5,705	36,128	5,240
75%	—	136,565	—	144,858
100%	32,378	377,232	32,924	387,705
150%	—	2,079	—	3,296
250%	—	11,109	—	10,874
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	151,934	1,016,448	139,143	1,006,885

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	4,927	4,245	4,927	4,245
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	11,743	9,163	11,743	9,163

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	640	84	640	84
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	1,700	574	1,700	574
派 生 商 品 取 引	1,700	574	1,700	574
外 国 為 替 関 連 取 引	1,341	475	1,341	475
金 利 関 連 取 引	169	98	169	98
株 式 関 連 取 引	115	—	115	—
そ の 他 取 引	74	—	74	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	1,700	574	1,700	574

（注） 1. 原契約期間から営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計額であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

平成30年3月期及び平成31年3月期ともに該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●出資等の貸借対照表計上額及び時価

連 結

	平成30年3月期		平成31年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	17,739		16,600	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	1,200		1,238	
合 計	18,939	18,939	17,838	17,838

単 体

	平成30年3月期		平成31年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	17,147		15,899	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	1,929		1,956	
合 計	19,077	19,077	17,856	17,856

●出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売 却 損 益 額	164	629	164	629
償 却 額	2	104	15	117

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,494	4,656	5,220	4,274
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

本開示事項は、平成31年3月期より改正後の「自己資本比率告示」及び「開示告示」に基づき開示しているため、平成30年3月期については該当ありません。

	連 結		単 体	
	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式		44,480		44,480
マ ン デ ー ト 方 式		—		—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)		—		—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)		—		—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式		—		—
合 計		44,480		44,480

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、保有エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 2. 「マンドレート方式」とは、上記「1」の方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準(マンドレート)に基づき、保有エクスポージャーの資産構成を保守的に想定し、個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 3. 「蓋然性方式」とは、上記「1及び2」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下(又は400%以下)である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%(又は400%)のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
 4. 「フォールバック方式」とは、上記「1～3」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (単位: 百万円)

●金利ショックに対する経済価値の変動額 (99%タイル値)

連 結	単 体
平成30年3月期	平成30年3月期
3,828	3,828

(注) 連結子会社はリスク量の算定を行っておりません。

●計測方法及び前提条件

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値と99%タイル値による金利ショックを与え、GPS方式により各年限ごとに金利リスク量を算出しております。

なお、当行では、内部モデルによりコア預金を算定しております。普通預金など満期のない流動性預金については、過去の種類別・残高階層別の推移を基に、将来の残高動向を保守的に推計しております。

金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

上記「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、平成31年3月期より改正後の「開示告示」別紙様式第11号の2を用いて本開示事項を記載しております。

連結

IRRBB1: 金利リスク		
項番		△EVE 平成31年3月期
1	上方パラレルシフト	10,395
2	下方パラレルシフト	3,098
3	スティープ化	6,461
4	フラット化	222
5	短期金利上昇	3,229
6	短期金利低下	539
7	最大値	10,395
		平成31年3月期
8	自己資本の額	64,877

単体

IRRBB1: 金利リスク		
項番		△EVE 平成31年3月期
1	上方パラレルシフト	10,395
2	下方パラレルシフト	3,098
3	スティープ化	6,461
4	フラット化	222
5	短期金利上昇	3,229
6	短期金利低下	539
7	最大値	10,395
		平成31年3月期
8	自己資本の額	61,489

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等としております。

なお、当行グループは、当行及び連結子会社である株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうぎん地域協働投資事業有限責任組合の4社で構成されておりますが、連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合は2%を超えておりませんので、主要な連結子法人等に該当するものはありません。また、経営上重要な影響を与える連結子法人等にも該当していません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

取締役の基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、平成29年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入および信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行では、取締役候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選定・解職、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は平成30年11月に設置し、取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名で構成しており、社外取締役が委員長を務めております。平成30年度には委員会を1回開催して、執行役員の選任及び報酬などを審議しており、委員は全員出席しました。本年度は有価証券報告書提出日までに委員会を3回開催し、取締役等の選任や報酬について審議を行っています。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」

20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益15億円であり、実績は9億円でした。

なお、平成29年6月27日開催の定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の承認可決をもって、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：人、百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額				退職慰労金
				基本報酬	ストックオプション		基本報酬	賞与	株式報酬	
対象役員 （除く社外役員）	7	123	112	112	－	11	－	－	11	－
対象従業員等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 対象役員は、社外取締役及び社外監査役を除いております。
2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内としております。
なお、新株予約権を割り当てられた取締役は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

	行使期間
第1回新株予約権	2008年8月27日から2038年8月26日まで
第2回新株予約権	2009年8月28日から2039年8月27日まで
第3回新株予約権	2010年9月1日から2040年8月31日まで
第4回新株予約権	2011年8月26日から2041年8月25日まで
第5回新株予約権	2012年9月13日から2042年9月12日まで
第6回新株予約権	2013年12月27日から2043年12月26日まで
第7回新株予約権	2014年8月28日から2044年8月27日まで
第8回新株予約権	2015年8月27日から2045年8月26日まで
第9回新株予約権	2016年8月25日から2046年8月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。